

判決年月日	平成 2 5 年 5 月 9 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成24年(行ケ)10213, 10220号		
○ 各レンズ群の配置関係や移動関係を特定したもので、具体的に設計されたズームレンズを数値データとして特定したものではないズームレンズの発明の容易想到性を、数値データに係る発明として認定されるものではない引用発明に基づいて検討する上で、審決が、引用文献に記載されている実施例の諸元の値のデータに基づいて阻害要因があると判断したことは、誤りである。			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

Y は、発明の名称を「像シフトが可能なズームレンズ」とする特許（請求項の数 6）について X から無効審判の請求を受けた。特許庁は、①請求項 1 及び 3 に係る発明はサポート要件に違反せず、甲 3 発明から容易想到でもない、②請求項 2 に係る発明は甲 3 発明と実質的に同一もしくは甲 3 発明に基づいて容易想到である、③請求項 4 ないし 6 に係る発明は、請求項 2 を引用するものは甲 3 発明から容易想到である、と判断して、本件特許のうち、請求項 2、4 ないし 6 に係る発明について無効とし、請求項 1、3 に係る発明について無効不成立とする審決をした。本件は、X が本件審決のうち無効不成立とした部分の取消しを求め、Y が、本件審決が無効とした部分のうち請求項 2 に係る部分について、取消しを求める事案である（請求項 4 ないし 6 にかかる部分は平成 2 3 年改正前の特許法 1 8 1 条 2 項により取り消し済み）。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決のうち、請求項 1、3 に係る発明について無効不成立とした部分を取り消した。

甲 3 発明は、（光軸とほぼ直交する方向に移動させて防振する）防振機能を備えた 3 5 mm 判写真用レンズ、特に望遠ズームレンズの技術に関するものであり、また、甲 4 発明は、補正レンズ群を偏芯させる（すなわち、光軸に垂直な方向に移動させる）ことにより振動による撮影画像のブレを補正する機能、所謂防振機能を有した撮影レンズの技術に関するものであるから、甲 3 発明と甲 4 発明は、本件発明の属する一部のレンズ群を光軸に垂直な方向に移動させることにより像位置の変動（像ブレ）を補正するレンズの技術分野に属するという点で、共通している。

甲 3 には、第 1 レンズ群が大型のレンズ群であることを認識するとともに、大型のレンズ群を光軸に対し変位させるために駆動しようとするとその駆動機構が大型化して問題であるとの課題を有していることが記載されているといえる。

また、甲 4 にも、第 1 レンズ群が大型のレンズ群であることを認識するとともに、第 1 レンズ群のような大型のレンズ群を撮影画像のブレを補正するために（すなわち、光軸に

対し変位させるために）駆動しようとするとその駆動機構が大型化して問題であるとの課題を有していること，さらには，撮影レンズにおいて補正レンズ群を偏芯させることにより撮影画像のブレを補正するときに偏芯収差が発生し，特にフォーカスにより物体距離を変化させたときに偏芯収差が発生し，光学性能を低下させることが記載されているといえる。

したがって，甲３発明と甲４発明は，第１レンズ群が大型のレンズ群であることを認識するとともに，大型のレンズ群を（光軸に対し変位させるために）駆動しようとするとその駆動機構が大型化して問題であるとの共通の課題を有しているといえる。

以上のことを考慮すると，甲３発明において，甲４発明における各レンズ群の配置構成を採用し，「第１レンズ群 G_1 」と「（防振を行う）第４レンズ群 G_4 」の間に配置されたレンズ群，すなわち，「第２レンズ群 G_2 」もしくは「第３レンズ群 G_3 」を光軸に沿って移動させて近距離物体への合焦を行う構成とすることは，当業者であれば容易に着想し得ることといえる。

本件発明１は，各レンズ群の配置関係や移動関係を特定したものであって，具体的に設計されたズームレンズを数値データとして特定したものではないし，甲３発明も数値データに係る発明として認定されるものではないから，甲３発明に基づく容易想到性を検討する上で，甲３に記載されている実施例の諸元の値のデータは阻害要因となるものでないことは明らかである。

相違点１については，甲３発明及び甲４発明に基づいて，当業者が容易に想到することができたものであるというべきである。